

Title	滝沢武雄著, 日本貨幣史の研究
Sub Title	History of the monetary system in Japan (日本貨幣史の研究), by Takeo Takizawa (滝沢武雄)
Author	三木, 雄介(Miki, Yusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1966
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.39, No.2 (1966. 9) ,p.131(267)- 139(275)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19660900-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(g) British Documents on the Origins of the War 1898~1914. 11 Bd. by G. P. Gooch a. H. Temperly, 1926.

(c) Österreich-Ungars Aussenpolitik von der Bosnischen Krise 1908 bis zum Kriegsausbruch 1914. 8 Bde. von L. Bittner, A. F. Pribram, Heinrich Srbik u. H. Überberger.

(d) Die Internationalen Beziehungen im Zeitalter des Imperialismus, Die Dokumente aus den Archiven der Zarischen u. Provisorischen Regierung, Hrg. von M. N. Pokrowski, Deutsche Ausgabe Hrg. O. Hoetsch.

(e) Documents diplomatiques français (1871~1914) 1936.

(g) (∞) (a)

滝沢武雄著

日本貨幣史の研究

昭和四十一年四月刊

校倉書房刊

三木雄介

流通過程の解明が社会経済史研究に不可欠の課題として取上げ

批評と紹介

られるに伴って、貨幣史研究の重要性が叫ばれ始めてすでに久しい。この間、中井信彦氏・作道洋太郎氏の業績をはじめとして、若干の研究が見られ、流通過程の一側面として貨幣史が位置づけられるしたもの、その後、続くべき研究は総じて質・量ともに貧しく、研究の立遅れは否定すべくもなかつたのである。中でも藩札の研究は、幕藩体制の構造論の盛行とともに当然深められるべき分野であり、事実、藩財政との関連において藩札を取上げた研究がいくつかわれたのであるが、なおそれらの個別研究は、貨幣史乃至は藩札史独自の方法論を打樹するまでに至っていない。一九六三―四年度において、作道氏と川上雅氏との間に、藩札は信用通貨であるか、国家紙幣であるかというその性格づけについての論争が交わされ、藩札研究を一步前進させたことは高く評価しなければならぬが、それすらもその対立点が浮彫りされたまま、何らの展開を見ることなく中絶したかたちになっている。

このようにして貨幣史及びその中に含まれるものとしての藩札史の研究は、さほどの発展を見ないままに、早くも或る種の壁に突き当たった様相を呈しているのである。

この状態から脱け出すために、われわれは貨幣史の本質について考え直さねばならない時機にきていると言えらると思われ。もちろん、商品流通・物価などとの関連において貨幣の機能の具体的事例を研究し、それを積み重ねてゆく作業はまだその緒に付いたばかりであり、今後その重要性はますます増大するだろう。藩札

の個別研究も同様、なお十分積み重ねられねばならない。しかしそのような基礎的な作業においても、われわれはつねに貨幣史の本質への考察に立ち帰りながら再出発する必要がある。

このように貨幣史研究が重要な転機にさしかかりながら、その業績が先細りの観にある時、滝沢武雄氏の「日本貨幣史の研究」をえたことは、大いに有意義であり刺戟的でもあるので、これを紹介するとともに、忌憚のない私見を述べて、本書が貨幣史研究の現時点においてもつ意義と限界とを記したいと考える。

本書は滝沢氏の既発表論文及び公開講演の原稿より成り、その構成は次のとおりである。

本 編

- 一 蓄銭叙位法について
- 二 撰銭令についての一考察
- 三 江戸幕府の札遺統制について
- 四 秋田藩の宝曆騒動
- 五 弘前藩々札の研究
- 六 寄近村の村札について

附 編

- 一 巡見使について
- 二 高辻帳について

この構成について滝沢氏は「あとがき」において、「蓄銭叙位法について」と「撰銭令についての一考察」は、近世貨幣史の考察を發展させるには、やはり日本貨幣史という大きな流れを理解

することが必要であるとの観点から試みた研究の成果であり、「附編」の二論文も貨幣史には直接の関係はないが、近世の貨幣史を考えるには、近世の性格、幕藩体制の理解が必要であるとの観点から全く無関係ではないと考えて、併せて収録したと述べて居られる。果してそのような意図が実現されているかどうか、以下各論文の紹介と批評においてそれに触れてゆくつもりだが、論文集としての本書の構成からいつて、著者の意図がどの程度まで貫徹しているかについては疑問の余地なしとしない。

「一 蓄銭叙位法について」においては、著者は先ずそれを、政府から民間へ放出される銭の回収策であつたとする青木和夫氏の説を、法令の誤読として否定する。蓄銭と納銭とは全く別の行為であり、蓄銭叙位法には罰則として、「借他銭而欺為官者、其銭没官、身徒一年」という規定があるが、もし納銭が蓄銭叙位の条件であるならばこの罰則の意味は理解出来ないというのが著者の立論の根拠である。また天平十九年から宝龜元年に至る納銭による叙位者の例を列挙し、これらが奉献者の位階の上下にほとんどかわり無く、外正五位下乃至外従五位下に叙せられていること、奉献物は銭のみではなく、銭以外の物資のみを奉獻して叙位されている例も多いことから、これらの叙位の例は蓄銭叙位法とは別個のものであると論じ、蓄銭叙位法においては納銭を伴わなかつたと解し、従つて銭貨の回収策とする青木和夫氏の説を否定するのである。ついで著者は、この法を銭貨の流通奨励のためのものとする従来の通説に鋒先を向け、主として続日本紀の記事など

によつて当時すでにかなりの流通が見られたことを論証し、それに加えて、蓄銭叙位法が錢貨の流通使用を奨励するのにふさわしい法であつたかと設問し、錢貨は蓄蔵される結果として、最早再び市場に姿を現わさないことになるのだから、それは流通奨励策としては妥当でないとして、通説を全く否定し去られる。それは蓄銭叙位法の真の目的はどこにあるかという点に対して、著者は法文の精緻な解釈によつて、その主たる対象を官市に於て肆を設けて交易する者達であつたと見做し、「朝廷が彼らに期待したことは、彼らの交易せんとする物資を錢と交換することであつたことがわかる」とする。そして更に、この法が定められたことは、当時錢貨の活潑な流通を妨げるような事情、或いはその流通力を増加すべきなんらかの理由があつたのではないかとし、それを当時の政治情勢に求め、藤原不比等政権の財政策としての高錢価政策を浮彫りにし、「蓄銭叙位法の真の目的は、その公定価値があまりに高いために、東西市の取引に於て嫌われていた錢貨の流通を促進することにあつた」と結論する。この論証過程はなかなか説得力があり、法文の読みの深さもうかがわれるのであるが、前半で蓄銭が流通促進にはならないとおきながら、後段において、東西市の取引における錢貨流通の促進策と結論づけるのでは、論理の一貫性を欠くものといわねばならないのである。この矛盾は、蓄蔵された錢貨はそのまま再び市場へ現われたいとする著者の解釈に起因するのであつて、永久に退蔵されるとする根拠は存しないと私は考える。錢の蓄蔵は叙位によつてその目的

を達したのちは、再び市場に現われることを妨げる理由は何もないのであつて、かかる考察はさかのぼつて、蓄銭すなわち納錢ではないかとする青木氏の説に導くことを許すものではないだろう。蓄蔵したものに叙位し、その後その者が錢貨を消費するならば、この法令の存在価値はほとんど無に等しくなるといわねばならないからである。とすれば、著者の青木説否定の根拠である罰則規定も、他から借りて納錢したものに對してその錢をそのまま没官し、徒一年に処するのであるから、罰則として少しもおかしくはないはずである。著者のこの論稿における従来の通説及び青木説に對する反論はかくてその根拠を失うものであり、後半の、藤原不比等政権による高錢価政策の論証のみが肯定されるべきであると思われる。それとても著者の前記の結論は、「蓄銭叙位法」の目的の一半をしか示していないで、この高錢価政策との関連で十分説明されているとは思えない。納錢による錢貨流通量の減少によつて貨幣価値を維持せんとしたとするのでなければ、氏の論証は首尾一貫しないはずである。また、この論稿において、最後に一節を立て、奈良朝政府の貨幣発行の目的について考察し、鑄錢による利益のためと結論されているが、これはすでに自明のことであり、蛇足の感がある。

「二 撰錢令についての一考察」においても著者の方法は前章と軌を一にしている。すなわち法令の解釈を吟味することによつて通説に疑問を投げかけ、撰錢令發布の目的を、政治情勢の考察を援用しつつ考え直すとするのである。著者の貨幣史に對する態

度は、かくてすぐれて政策史的であり、実証史学の正道を歩んでいるように思われる。もともと貨幣はヴェールであり、実際の財貨ではない。それは何ものも生産せず、流通の媒介物としての存在価値しかもたない。それ故に、貨幣史はつねに政策史か、又は商品流通の状態を分析するための鍵としての役割を持つものとしてのみ考えられがちである。だが、この貨幣史をして生産構造分析の方法として確立しようとした業績を忘れることは出来ない。それこそは藤田五郎氏の「封建社会の展開過程」であり、氏が貨幣問題を考察しながら明らかにしようと思図したのは、あくまでも経済発展段階であつた。氏の方法は、例えば貨幣増鑄を考ふる場合にも、領主的契機よりも、それを受入れる条件が経済社会の中に成長して来ていることを重視する。滝沢氏の論証過程が、領主的契機に偏つていることは、氏の方法がわれわれ貨幣史研究の方向を模索するものにとつて、いささか物足りない感じを抱かすことを否定できない。

ところで著者はこの「撰銭令についての一考察」を、藤田氏の前掲書における、撰銭禁令が殆ど実効力を有しなかつたという説に反対することから始めている。藤田氏の指摘したごとく、「撰銭令の効力の有無あるいはその程度を検討することが、十六世紀から十七世紀にかけての社会経済発展の段階を説明するために重要な意味を持つことは明らかである」というのが、著者のこの論考に付与した存在理由である。著者は例によつて撰銭令の詳細な解釈によつて通説を吟味し、ときに否定しながら、「根本渡唐銭

を精銭と共に混用せしめる」ことが撰銭令発布の真の意図であるとする。その上で室町幕府の政策を検討し、この禁令が徳政令と同じように、「特定の者に対して例外規定を設けてその利益を保護し、その結果係役人が礼銭を得る」ためのものであると論証する。このようにして幕府の撰銭令発布の目的は貨幣の円滑な流通促進というような積極的態度から生れたものではなく、単に幕府自体の利益を考えていたに過ぎないとされる。つまり、根本渡唐銭の精銭への昇格は、勘合貿易の關係者として根本渡唐銭を多量に保有した幕府・守護大名・大寺院・貿易商人・土倉酒屋にとつて当然利益となつたはずであるから、結果的には藤田氏の言われるとおり「この政策は幕府・大名・一定の特権商人の伸展政策であつた」かのごとく見られるが、幕府は貨幣政策に対し積極的な意図を持つていなかったのだから、そのような結果を見通して撰銭令を出したとは考えられないと論証するのである。しかし、貨幣政策に積極的な意図を持つていないとしても、幕府が自らの特権階級との利益をはかつたとするのを否定する理由は何もないと思われる。著者のこの部分の論証は論理的に混乱しており、且、幕府の意図を矮少化するものといわねばならない。著者はこの考察のうちに、本論の出発点である「撰銭令」の効力についての考察に戻り、先ず、甲州で撰銭令が効力を発揮したことを示す史料を挙げて、藤田氏が、京都周辺において撰銭令が効力を有しなかつたことから、その農民的貨幣経済の未発展を結論づけたことを批判し、藤田氏の欠点はこの問題をあまりにも「純粋な経済現象」

と考へた点にあると指摘する。著者によれば、撰銭令発布者の政治力・強制力の強弱がその条令の成否に大きな影響を与えるといわれる。この指摘の上で、著者は個々の条令が相当の効力を持つていたことを二三の史料から推論しようとされるが、これは以下に例を示すように、正確な論証にはなっていないと思われる。

すなわち、永正六年以後の撰銭令に「為悪銭者、商売すへからざるよし申輩事」と「寄於事撰銭、売買物高直成事」との禁止条項があるのを取上げ、これは根本渡唐銭を精銭同様に使用せしめることを目的とした撰銭令がある程度の効力を持つていたと考へなければ理解出来ないといわれるが、必ずしもそう解釈しなければならぬとは限らない。むしろこれは撰銭禁令を拒否しているものの存在することを表わしているのだから、効力がなかつたことの証拠と考へられるのではないだろうか。禁止条項のうちの後者は、撰銭令を口実にして物価を吊上げることの禁令であるから、撰銭令は単に自己の利益のための口実に使われていたことを示すだけで、これを以て、直ちに同令の効力を云々することは出来なと思はれる。また、朝廷・幕府・寺社などが貢納に際して悪銭を受取ることが多かつたのは、撰銭令が効力を持つていた時の現象であると考えられるが、この理解も納得し難い。これは撰銭令に一般的効力がないので、僅かに同令が通用したところに悪銭が集中したと考へるべきではなからうか。

このようにみてみると、著者の論証は必ずしも成功していると思われないばかりでなく、却つて著者のもつ方法の弱点が本章で

あらわれている感をすら持たされる。何故なら撰銭令をメスとして、幕府の財政々策、ひいてはそれを規定する生産構造にまで分析が及ぶのでなければ、撰銭令の性格づけもその効力の測定も真に歴史的な意味を持ちえないままで終らざるをえないからである。

「三 江戸幕府の札遣統制について」は、著者の方法を最も端的に表現したものであつて、部分的な批判を殆んど無意味たらしめていくように思われる。すなわち、その方法を受容するかどうかの二者択一を迫る程、首尾一貫しているのである。この章で先ず著者の反論の対象となるのは、作道洋太郎氏の説であるが、これは勿論氏が代表として取上げられているだけで、著者の眞の対象は、藩札をも含めての悪貨鑄造が経済発展に対する貨幣流通量増加のためであるとする考へ方であることは明らかである。その点、政権の財政々策の存在を極力否定、あるいは矮少化しようという著者の第一章からの一貫した論理がここでも鮮かに貫徹しているといふべきであろう。著者は先ず幕府の札遣統制に関する触書を列挙し、その札遣統制策の変遷について小宮山綏介氏の言を借りて、「金銀札ノ制禁ノ寛嚴ハ皆幕府ノ銀貨ノ盈縮ニヨツテ之ヲ権度セシモノ、如シ」と述べ、一々の触書についてこれを証明しようとする。そしてこの論証の過程自体においてはそれなりに成功しており、第二章に見られたような曖昧な分析は影をひそめている。それは実際は著者の論証が見事であることよりも、幕府の札遣統制策が事実著者のいうようなものであつたからであり、

その意味でこれは正論であり、非の打ち所がないといつてもよい。だが、これをもつて藩札研究に未踏の分野を拓くものとする事には大いに躊躇せずにはいられない。その理由は、例えば田沼時代の五匁銀及び南鐮二朱判に対する著者の評価に表われている。すなわち、五匁銀十二枚の純銀量は二十四匁であるから、これを一両とすると、明和三年の銀相場——すなわち金一両に対して文字銀六十三匁とすると、純銀量は二十八・四匁——に較べ相当な銀高相場になり、従つて五匁銀を強制通用させることは幕府の財政を緩和するものであり、これがその発行の真の目的であつたとする点である。二朱判も同様一両分の純銀量二十一匁五分であるから、より一層幕府財政を潤すものともされるのだが、これを以て幕府の真の目的とする事は、田沼政権の一貫性をもつた経済政策の存在を否定し去るものであろう。それはあたかも、株仲間結成をもつて冥加金徴収をその目的と考えるのと同様であり、この時代の幕府の経済政策の歴史的 성격や位置づけを見落すことになるのではなからうか。滝沢氏の堅持されている論理が、そのよくなものを否定するものであることはすでに述べたところだし、氏の貨幣史研究に対する態度が、あくまでも実証にとどまらうという意志を強く示していることは立派だと思ふ。大体貨幣史の発想は、現代資本主義社会における貨幣問題乃至は貨幣観にその端を發しており、前近代社会の貨幣をもとすれば近代社会の経済学的方法で考えようとしがちである。これは必然的に財政経済政策を過大視し、ひいては江戸時代を前期資本主義社会とみなす

傾向を有する。それは結局は重商主義の重視、田沼時代の偏重に陥りがちなるのであり、滝沢氏の意志が、それに対する批判に在るのならば、われわれはそれに耳を傾けねばならないだろう。だがそれにしても、氏はあまりに法令にのみその論拠を求められるきらいがあり、それは氏の論理を領主的契機よりするものに限定してしまふ怖れがあると思われる。

「四 秋田藩の宝曆騒動」では、この事件の直後に銀札使用の停止令があつたことから、事件と銀札遣との間に関連があるものとして、騒動の経過の研究から、銀札の発行と停止とを政治的な視点から検討しようとする。著者はここでも銀札の発行目的を藩財政の赤字補填のためと限定し、それ以上、札の機能や領国経済に及ぼす多角的な影響に眼を向けようとはしない。そういう視角はまた藩札発行に必要な経済的条件の検討をも不必要にする。残されたものは政治的視点のみであり、本章の構成はかくて必然化されるのである。「秋田県史」第二卷近世編上においては、この銀札発行の理由を、米価低落による財政窮乏とともに、領内外の商品流通や通貨の事情の中に求めている。藩の銀札発行の直接の意図は滝沢氏という通り正銀回収であろうが、そこへ行くまでの諸条件の検討がなされないことには、藩札が立体的に捕捉できないことはいうまでもない。その点「秋田県史」は銀札発行の経緯の列挙のみでなく、その札元の把握・分析から、領内市場の再編成と銀札との関連を捉え、対外的にはこの銀札の発行が、領国経済維持のための中央市場への適応策としての意義を持つことを論

証する。その視点から、藩札流通の最も重要なポイントが、領外交易の場合の兌換にあることに想到することは容易である。「秋田県史」がここに視点を据えて銀札失敗の顛末までを鋭く抉つたのに較べると、滝沢氏の方法が齎す成果は、おのずから限界を生ぜずにはすまない。

「五 弘前藩々札の研究」は、弘前領内で通用した「標符」と「宮崎札」とを考察し、その機能を通して弘前藩の経済的後進性を明らかにする。「標符」とは一般の札の如き一枚の紙片ではなくて、通帳であり、藩士は蔵渡し米の代りに、農民は米上納の代償に、町人は金銀米錢上納と引換えに与えられるものであるという。そして任意の品物を購求した時、店主によつてその代銀の額が通帳に書き込まれるという、一種変つた通貨であることが紹介される。そしてこのような変態的通貨の発行は、札発行の予備的行爲であつたことが推論され、その流通の崩壊が簡単に説明される。ここで著者は、為政者の信用貨幣の性格に対する無理解がこの結果を生んだ直接の原因であると論じているが、著者の信用貨幣・国家紙幣・不換紙幣に対する概念もあまり明確でないように思われる。すなわち、氏は、時に標符を、「強制通用力を唯一の根拠とする」「不換紙幣」といい（二六九頁）、他処では標符の裏附は「他藩の札と同様、一に藩の信用と権力とにあつた」とされ（二七六頁）、また一方ではこれを信用貨幣とされる（一七七頁）のである。「藩の信用」「国家信用」を裏附とするのならそれは信用通貨ではないことは明らかであり、氏はその意味では標符を

国家紙幣と考へて居られるように見えるが、その理解は明確ではない。この不明確さが、標符という特異な通貨（通貨とするには疑問があるが）を取上げながら、今一つ突込んだ分析を行いえなかつた原因であろうと考へる。

「宮崎札」は預り手形のかたちをとつた藩札であり、発行名義人の宮崎八十吉は特権的町人である。この発行は天保八年であるが、それ以前から同藩内では「御用達手形」が通用していたというのだから、それとの関係をもつと追究してみる必要があると思われる。この宮崎札は、藩の米穀買上策の支払手段として発行されたもので、藩と用達商人との結びつき及び彼ら商人による領外交易が札の流通と機能とを支えていたのである。著者はこの札の発行の動機として、凶作による藩財政及び領内金融逼迫をあげたのち、これらは何もこの時点において特有の条件でないとして、天保九年の巡見使下向に主たる動機を求めている。この送迎にどれ程の費用がかかるのか疑問だが、藩の史料（口達）の中にもこれがあげられていることから、首肯してよいと思う。その外、藩士の救済も動機の一つにあげられているが、著者の述べるように天保八年に家臣給禄の本渡し復活（実は知行人扶持米に相当する札の支給）が行われていることから考へると、これがかなりの比重をもつて注視する必要がある。結局、同藩の全国市場への結びつきがほとんど米穀の移出にかかつていた状況下では、札通用もすべて米の豊凶に左右されることになるのは当然であろうが、この札遣いの条件を細かく検討してみると、藩は

これをどの程度重視して流通させていたのか疑わしい点が生じてくる。著者の註によつても、この札遣いにはほとんど通用規程がなかつたとされているし、專一的通用が命ぜられているわけでもなく、領外交易のための兌換準備も等閑に附されているようである。このような未熟な札遣いの検討が、藩札研究の上で重要な意味をもつことを、本論文は示唆している。

「六 寄近村の村札について」は、明治初年に発行された三河寄近村の錢札に対する興味深い紹介と考察である。発行者は村方三役で、札の裏面には「五村通用」とあるものが存在するので、近村組合がそれに該当するものと推測されている。この村の主要産業が楮の生産であり、これが比較的広範囲に寄近村名主によつて集散されており、主たる移出先が信州飯田であつたことなどが、この札発行の条件を形成する。それ故、明治二年、信州に多量に流通していた贋造二分金の通用停止令により通貨不足状態が起ると、寄近村の通貨事情も直接影響を受けるわけで、これが村札発行の動機であつたと著者は説明する。因みにこの時三河県は伊奈県に併合されてもいる。また贋貨停止により、一時「信濃全国通用」の錢札が発行されたので、このことが寄近村の村札発行に一つのヒントを与えたと、著者は推測されている。このあたり村札発行の動機がありそうで、すなわち、贋貨通用停止によつて、贋造二分金を村札に交換回収したのかという推測は、錢札の額面が五百文と百文とであることから十分許されると考へる。村役人を発行元とする錢札が、彼らの恣意によつて発行されたとは考へ

られないので、他の貨幣、すなわち贋貨か、発行後ほどなく停止を命じられた「信濃全国通用」札との交換によつて流通市場へ押出されたものとするのが妥当であろう。もつとも著者は、明治二年五月に発行され、八月にはすでに回収されたと推測している。で、「信濃全国通用」札との交換は考へられないかも知れない。これがどのようにして回収されたのかという問題は、明治維新による貨幣混同期の政策を瞥見させるものとして興味深い、史料の制約から、明らかにされていない。

「附編」のうち、「一 巡見使について」は、「徳川実紀」や「御触書集成」などによつて通説を批判しつつその制度的側面を考察し、あわせて弘前藩の史料を用いて巡見使送迎の実際的な側面と、その機能とを実証されている。著者は従来一つのものと考へられていた巡見使を、天領に対するものと、私領に対するものに分け、その機能の相違を明らかにする。そして私領に対するものが、新將軍の權威を確立する儀礼として大きな意義を持つていたことを主張し、これが形式的な面においてであるが、幕藩体制の維持に大きな役割を果していたと評価する。これは正当であるが、氏の論拠とされる延宝期以降の巡見使の儀礼化の問題について、巡見使がその藩政視察という本来の任務の実績をあげえなかつた経緯を明らかにすることができたならば、一層充実した考察となつたと思われる。

「二 高辻帳について」も著者の論理は前章と同じで、その形式性の持つ意義を高く評価しようとするものである。こういう論

理と方法が近世史研究の現状が持つ空白をうめる積極的な意味を持つと同時に、幕藩社会の構造・機能分析への寄与の限界をあわせ持つところに、本書に対する評価は自ら定るであろう。著者のかかる論理は縷々述べたように、実に本書の各章において見事に貫徹しているからである。

下村寅太郎著

「アシジの聖フランシス」

昭和四十年
南窓社刊

坂口 昂 吉

アシジの聖フランシスほど世界に広く親しまれている人物は史上に稀であろう。わが国でも大正年代に白樺派の作家たちを中心にしてこの聖者への関心が昂まつたことがある。美しい自然の中に自由に遊びながら、しかも自ら欲する所に従つて矩を踰えぬ聖者の姿が当時の人心をとらえたのである。P. Sabatier の伝記や、「完全の鑑」、「小さき花」の翻訳が行われたのもその頃である。また近年にも J. Jorgensen の伝記の翻訳が行われるなど、その関心が失われてしまつたわけではない。

しかし、これだけの人気を呼んだことがありながら、聖フランシスの学問的研究書が一冊もないということは、奇異の感をいだかざるをえない。著者もまた、本書を「専門的研究に値しない」

とのべておられる。実際これは厳密な意味での論証をねらういわゆる専門書ではない。史料の吟味、聖者の生涯と弟子たち、さらにその理想の把握と追つていく章節の体系的整理こそあれ、行文は流れるように絞し去り絞し来る一種の随想の如くである。ただ単なる随想と異なるところは、筆致のどこかに妙な熱つぽさが感じられることである。だがそれにもまして注目すべきは、まるで自由な感想と思われる一句一句に、なみなみならぬ学問的裏づけがうかがえることである。それは著者自らいわれる「一応の学問的準備」どころではないのである。

著者が本書を執筆するにいたつた動機は、近年アシジを訪れたのが縁で聖フランシスの書を再読し、西洋風の良寛というような従来の印象とはおよそ違つたものを感じられたことである。それは、清貧に対する弟子たちの裏切りに痛憤するばかりか、内面的にも迷い悩み傷悴していく聖者の姿であつた。かの自然を讚美する新時代の曙光ともいふべき「太陽の歌」ですら、失明と聖痕の痛みのうちに死の訪れを待つ、肉体的・精神的絶望のどん底から湧き出た宗教的歓喜の作であつた。したがつて著者は、Sabatier なかんとく H. Thode が指摘したような、聖者の強烈な個性がルネサンス文化に与えた影響を一概に否定するわけではないが、聖者自身に関する限り自然神秘主義・汎神論・浪漫主義の如きものとは無関係であると主張する。

では聖フランシスの理想の基本的特色とは何であろうか。著者はこれを *Testamentum* に一貫する「主が与え賜うた」(Do-